平成２７年（フ）第２１３号
愛知県豊川市下長山町北側66番地　ヴィラロワイヤル壱番館102号、従前の住所愛知県豊川市二見町８番地の１
債務者　美坂　一英
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４７０４号
大阪府枚方市出口６丁目９番９―101号、前住所大阪市北区同心１丁目４番25―203号
債務者　坂井　慎弥
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７５２号
大阪市東淀川区西淡路５丁目13番４―507号
債務者　松下　智子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７９９号
大阪府八尾市山本町南１丁目９番14―110号
債務者　亀谷　美里
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８１９号
大阪市北区豊崎２丁目９番６号新大淀ビル301号室、前住所大阪市北区中津２丁目７番２―106号
債務者　橋田　編理
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９５２号
横浜市戸塚区品濃町296番地　フレアカーサー304号
債務者　村下　絢子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９９０号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅３棟210号
債務者　田代千香子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０５５号
神奈川県藤沢市遠藤446－１　ふれあいの桜内、住民票上の住所神奈川県藤沢市石川４丁目７番地の16　Ｙ’ｓシャングリーラ102
債務者　山田　綾子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０６８号
横浜市南区南太田１丁目32番１―103号
債務者　中村　　恵
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２７年（フ）第１９８号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2032番地21
破産者　谷川　哲章
主文　本件財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の各期日（平成27年12月18日午後１時30分）を平成27年12月25日午前11時に変更する。
平成27年11月30日　　長崎地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第８９８号
千葉市稲毛区長沼町247番地２
破産者　東原産業株式会社
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１８号
札幌市北区新川西４条３丁目２番５号
破産者　内田電気工業株式会社
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７９号
さいたま市桜区桜田３丁目３番１号
破産者　株式会社日光水産
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
千葉市若葉区千城台西３丁目６番６
破産者　株式会社リミットマックス
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１５１号
千葉市若葉区千城台西３丁目６番６号
破産者　田中　恵子
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０００号
名古屋市中川区法華西町１丁目24番地
破産者　有限会社よし屋
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９８２号
東京都八王子市鑓水2142番地13
破産者　有限会社エスエスプラニング
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部